

和歌山県 記者発表

令和8年3月30日

「和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定しました

和歌山県では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画―南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて―」を策定し、各種施策展開を図ってきました。この計画は、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第1項の規定により定めるものです。

このたび、国の基本的な方針の改正を受けて、現計画に掲げる目標の達成状況の確認、県内における耐震化の状況の分析、及びこれまで取り組んできた耐震化施策の効果の検証などを行い、これらを踏まえ「和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定しましたのでお知らせします。

※標記計画の概要・全文は建築住宅課ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/sidousinsahanHP/taishin.renew/keikaku/ikenkohyo.html>

(連絡先)

建築住宅課 企画指導班

担当：北原、玉井

電話：073-441-3214

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画（令和8年3月改定）について

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項の規定により、国が定める基本的な方針（令和7年7月改正）を踏まえ、現計画に掲げる目標の達成状況の確認、県内における耐震化の状況の分析、及びこれまで取り組んできた耐震化施策の効果の検証などを行い、災害から多くの命が救われる社会の実現をめざし、「和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定しました。

1. 計画期間と目標

<計画期間> 令和8～17年度の10年間（5年を目途に中間検証を実施）

<目標>

対象建築物		本計画		
		現状 (R7年度末)	中間目標 (R12年度末)	目標 (R17年度末)
住宅		85% (329千戸/385千戸)	92%	おおむね解消
耐震診断義務化建築物	要緊急安全確認大規模建築物	96% (95棟/99棟)	おおむね解消	—
	避難所使用協定 ホテル・旅館	100%	—	—
	防災拠点建築物	63% (5棟/8棟)	おおむね解消	—
	緊急輸送道路沿道 建築物	20% (20棟/99棟)		
	うち重点取組 建築物※1	12% (5棟/42棟)	40%	60%

※1 重点取組建築物（倒壊した場合、緊急車両通行可能幅を確保できない建築物）に対して目標を設定

参考：国の基本的な方針

【住宅】令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

【建築物】耐震診断義務付け対象建築物のうち

要緊急安全確認大規模建築物：令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

要安全確認計画記載建築物：早期に耐震性が不十分なものをおおむね解消

2. 役割分担

●住宅・建築物の所有者等

自らの問題、地域の問題として認識して、自主的に耐震化に取り組みます。

●県、市町村

建物所有者等の取組を支援するという観点から、耐震化に取り組みやすい環境整備や負担軽減に取り組みます。

●関係団体

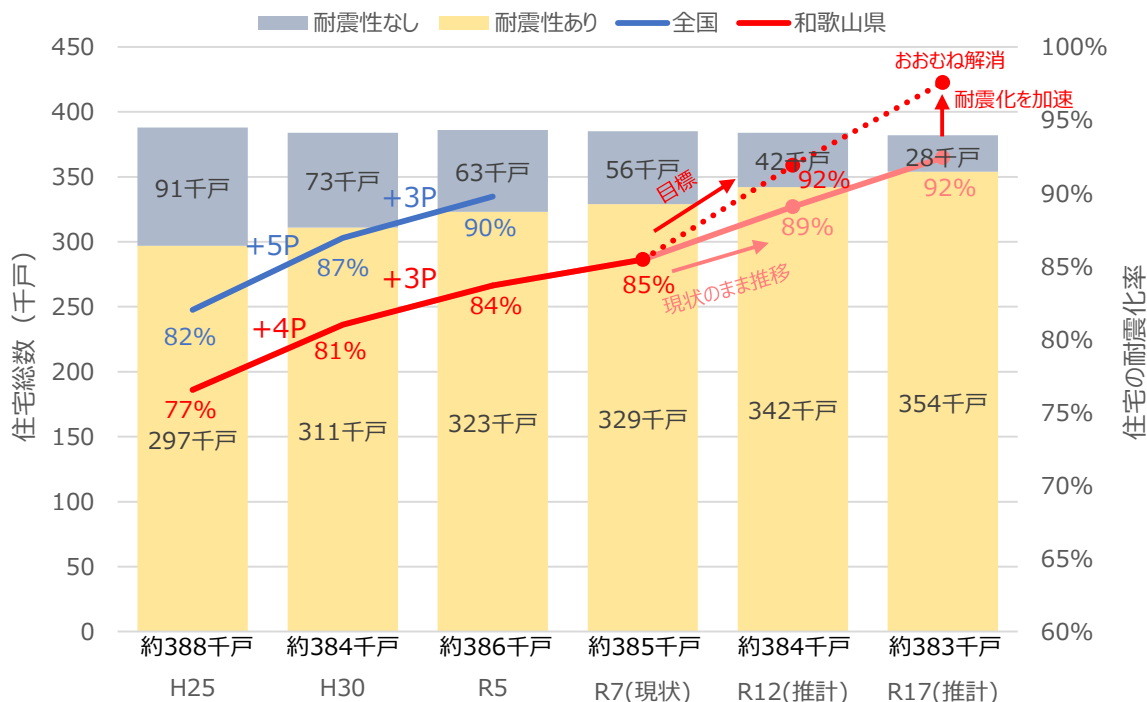
建物所有者等が耐震化に取り組む際に、安心して取り組めるよう、県及び市町村と連携し環境整備に取り組みます。

3. 耐震化の現状と今後の取組

(1) 住宅

令和7年度に85%と上昇しているものの、目標値(令和7年度末までにおおむね解消)に達していません。令和17年度末におおむね解消を達成するためには、**耐震化を加速させる必要があります**。また、県内の地域別の耐震化率は、高齢化率が高い紀南地域ほど耐震化率が低く、**高齢者世帯に対する取組が重要**です。

○住宅の耐震化率の推移と将来推計



○地域別の耐震化率と高齢化率

	R5	R7	R12	R17	R7高齢化率
県	84%	85%	89%	92%	33.9%
紀北地方	86%	88%	92%	95%	32.5%
紀中地方	78%	80%	83%	87%	35.2%
紀南地方	77%	78%	81%	84%	37.9%

参考文献：住宅・土地統計調査（H25、H30、R5）
令和7年度和歌山県における高齢化の状況（和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 長寿社会課）

●耐震化の基本方針と主な具体的施策

- 地震に対する安全性や耐震化に関する意識啓発
 - * 高齢者世帯に対して耐震化に関する講座の開催や、子・孫世代に対してSNS等を活用した啓発などの実施 等
- 安心して耐震改修を行うための環境整備
 - * 新規事業者向け耐震改修事業勉強会の開催 等
- 耐震化の促進を図るための支援
 - * 耐震設計・改修助成費の充実 等

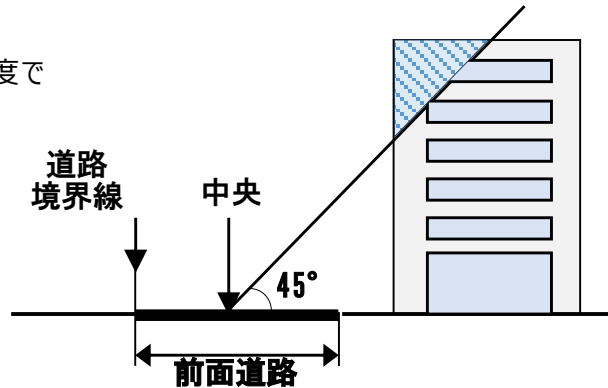
(2) 建築物（耐震診断義務化建築物）

耐震診断義務化建築物のうち緊急輸送道路沿道建築物は令和3年度当初99棟あり、令和7年度末の耐震化率は20%と目標値（令和7年度末までにおおむね解消）に達していません。

今後は、条件を絞り、倒壊した場合、**緊急車両通行可能幅を確保できない建築物を重点取組建築物として新たに目標設定**し、重点的な働きかけを実施します。

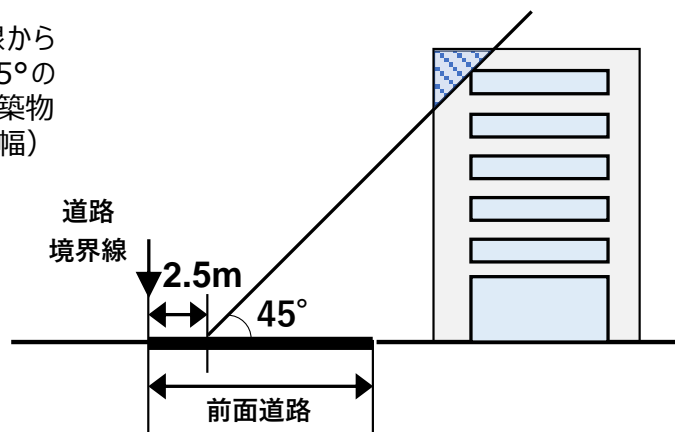
○法律上の基準（緊急輸送道路沿道建築物）

前面道路の中心から45°の角度で伸ばした斜線がかかる建築物



○重点取組建築物（緊急輸送道路沿道建築物）

前面道路の反対側の境界線から2.5m内側の位置を起点に45°の角度で伸ばした斜線がかかる建築物（2.5mは緊急車両通行可能幅）



●耐震化の基本方針と主な具体的施策

- 地震に対する安全性や耐震化に関する意識啓発
 - * 緊急輸送道路沿道建築物のうち、重点取組建築物に対し重点的な働きかけの実施
- 耐震化の促進を図るための支援
 - * 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を助成支援